共同開発契約書

　○○○○（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）は、○○に関する研究開発を共同で実施するにあたり、次のとおり共同開発契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条　（目的）

甲及び乙は、現在普及している医療機器の小型化のために共同で研究・開発することに合意したため、本契約を締結する。

第２条　（研究開発）

甲及び乙は、互いに協力して以下の研究開発（以下「本研究開発」という。）を行う。

（研究開発の内容）

○○○○の小型化及び○○への応用可能性に関する研究

第３条　（分担）

１　本研究開発に関して、甲は主として○○を担当し、乙は主として○○を担当するものとし、それぞれ相手方の担当する業務分野についても、相互に必要な指導・援助を行う。

２　前項に規定するもの以外の業務項目が生じたときは、甲乙協議のうえ、その分担を定める。

第４条　（費用）

１　甲及び乙は、それぞれ自己の本研究開発に要する費用を負担する。

２　乙は、乙負担の下記研究費用を甲に支払い、甲は、本研究開発を次の条件で実施する。

（研究費用）　金○○円（消費税等を含む。）

（研究期間）　令和○年○月○日から令和○年○月○日まで

３　乙は、前項に定める研究費用を、令和○年○月○日限り、甲の指定する以下の口座に振り込むことにより支払い、甲は、これを返還しないものとする（振込手数料は乙負担）。

○○銀行○○支店　　普通預金

口座番号　　○○○○○○

口座名義　　○○○○○○

４　本研究開発にあたり、甲又は乙のいずれか一方に過重な負担となる費用、及び、負担範囲の明確でない費用については、甲乙協議のうえで負担割合を定める。

第５条　（資料及び情報の開示）

１　甲及び乙は、各自が保有している資料及び情報のうち、本研究開発の遂行に必要で、かつ有益な資料及び情報を、本契約締結後速やかに相手方に開示又は提供するものとする。ただし、法令又は第三者との契約により開示が制限されているものについてはこの限りでない。

２　甲及び乙は、相手方から開示された情報を、本研究開発に必要な範囲のみに使用し、その他の目的に使用してはならない。

第６条　（会議の開催）

甲及び乙は、本研究開発の進捗状況の確認及び今後の研究方法について協議するため、原則として月１回、定例打合せ会議を開催する。

第７条　（契約期間及び開発場所）

１　本契約の期間は、契約締結日より２年間とする。

２　前項に定める契約期間は、甲乙協議のうえ、書面による合意によって、同一内容にて相当期間延長することができる。

３　甲及び乙は、契約締結の日よりから１か月以内に、自社の研究所又は工場内で、それぞれ自己の分担する開発業務を開始するものとする。

第８条　（開発成果の帰属）

１　甲又は乙が、本研究開発の実施過程で、本研究開発の対象に直接関係を有し、かつ、技術的に有用な発明、考案及びノウハウ（以下「本件成果」という。）を取得した場合、本件成果は甲乙の共有に属し、その持分は均等とする。

２　前項にかかわらず、本件成果が、相手方から開示を受けた情報又は相手方の援助のいずれにもよらずに単独で開発された場合は、係る成果は当該開発者の単独所有とする。

第９条　（出願手続）

１　甲又は乙が、本研究開発に関する知的財産権等のうち、甲又は乙が単独所有する知的財産権等の出願手続については、各々が単独で行い、費用についても各々が負担する。

２　甲乙共有の知的財産権等の出願手続については、甲乙の協議により定めることとし、費用については甲乙で折半することとする。

第１０条　（開発成果の利用）

１　本件成果の実施については、その権利の帰属にかかわらず、甲乙の協議により、その実施者と条件を定めるものとする。

２　甲及び乙は、双方が合意した場合に限り、本件成果の実施を第三者に許諾できるものとする。

第１１条　（守秘義務）

１　甲及び乙は、本契約期間中はもとより終了後も、本契約に基づき相手方から開示された一切の秘密を守秘し、第三者に漏洩又は開示してはならない。

２　前項の守秘義務は、前項の情報が以下のいずれかに該当する場合には適用しない。

①　公知の事実又は当事者の責に帰すべき事由によらずして公知となった事実

②　第三者から適法に取得した事実

③　開示の時点で保有していた事実

④　法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた事実

３　甲及び乙は、本件成果を外部に発表しようとする場合には、その内容、時期、方法等について、予め文書をもって相手方に通知し、書面による同意を得るものとする。

第１２条　（委託）

甲及び乙は、本研究開発の全部又は一部を第三者に対し委託することはできない。ただし、相手方が書面による委託の許可を事前にした場合はこの限りでない。

第１３条　（競合品開発の制限）

甲及び乙は、本研究開発と同一又は類似の研究開発を、自己単独で又は第三者と共同して行わないものとする。

第１４条　（解除）

１　甲又は乙が以下の各号のいずれかに該当したときは、相手方は催告及び自己の債務の履行の提供をしないで直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、この場合でも損害賠償の請求を妨げない。

①　監督官庁から営業停止又は営業免許もしくは営業登録の取消等の処分を受けたとき

②　差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続きが開始されたとき

③　破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始等の申立てがなされたとき

④　自ら振り出し又は引き受けた手形もしくは小切手が１回でも不渡りとなったとき、又は支払停止状態に至ったとき

⑤　合併による消滅、資本の減少、営業の廃止・変更又は解散決議がなされたとき

⑥　その他、支払能力の不安又は背信的行為の存在等、本契約を継続することが著しく困難な事情が生じたとき

２　前項に定めるほか、いずれかの当事者がその責に帰すべき事由により本契約で定める義務を履行しないときは、他方当事者は、履行の催告をしたうえで、本契約を解除することができる。ただし、不履行の当事者が催告到達の日から３０日以内に不履行を解消したときは、この限りでない。

第１５条　（損害賠償責任）

甲又は乙は、解除、解約又は本契約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、その損害の全て（弁護士費用及びその他の実費を含むが、これに限られない。）を賠償しなければならない。

第１６条　（不可抗力）

本研究開発の遂行が甲又は乙の責に帰すべからざる事由により不能（一部不能を含む。）及び履行遅滞となった場合に生じた損害については、相互に賠償責任を負わない。

第１７条　（契約終了後の処理）

甲及び乙は、本契約が終了したときは、互いに相手方から受領した資料、情報を直ちに相手方に返還し、今後、これを使用しないものとする。

第１８条　（反社会的勢力の排除）

１　甲及び乙は、自己又は自己の役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。

①　反社会的勢力に自己の名義を利用させること

②　反社会的勢力が経営を実質的に支配していると認められる関係を有すること

２　甲又は乙は、前項の一つにでも違反することが判明したときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

３　本条の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

第１９条　（協議解決）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ解決する。

第２０条　（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

　本契約締結の証として、本契約書２通を作成し、甲乙相互に署名又は記名・捺印のうえ、各１通を保有することとする。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞